

杵築市議会の改革に関する提言

令和4年8月1日

杵築市議会改革審議会

目 次

はじめに	．．． 2
1 審議事項	．．． 3
2 審議の方法	．．． 3
3 審議の結果及び提言	．．． 3
(1) 議員定数について	
(2) 議員報酬について	
(3) 女性議員及び若手議員の参画並びに議会の活性化について	
4 審議会の概要	．．． 7
(1) 会議の開催状況	
(2) 委員名簿	
(3) 審議会設置要綱	

はじめに

地方自治体の議会は、いわゆる二元代表制の一翼を担うものであり、地域における主権者である住民の代表として、その意思を地方自治体の行政に対して適切に反映する役割が期待されています。

人口動態、地域経済や財政状態など地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、議会がその役割を十全に発揮し続けるためには、議会もまた環境の変化に応じて、そのあり方を不断に見直す必要があります。このことが、地方自治体の議会において「議会改革」が求められる所以です。

杵築市議会（以下「市議会」といいます。）では、杵築市（以下「本市」といいます。）の行政を取り巻く環境の変化に対応するため、令和元年6月に議会活性化特別委員会を設置し、議会改革の推進に向けた検討を進めてきました。

このたび、議会改革の方策、特に議員定数に関する事項、議員報酬に関する事項及び女性及び若年者の参画促進に関する事項について、市民各層及び有識者等で構成する審議会を設置し、その意見を聴くことが相当との発意が市議会からありました。

杵築市議会改革審議会（以下「審議会」といいます。）は、以上の経緯の下、市議会議長からの委嘱に基づき、議員定数及び議員報酬に関する事項並びに女性及び若年者の参画促進その他議会活動の活性化に関する事項について、令和3年12月から令和4年6月までの間、計4回に亘り議論を行い、その結果を市議会に対する提言として取りまとめました。

市議会におかれては、この提言を参考にするとともに、さらに広範な市民意見を聴取の上、議員定数及び議員報酬について今後市議会において適切な結論を得られるとともに、市議会改革及び活性化に関する具体的な取組を推進されることを要望します。

令和4年8月1日

杵築市議会改革審議会
会 長 長 崎 浩 介

1 審議事項

審議会は、市議会議長からの委嘱に基づき、次の(1)から(3)までに掲げる事項について、提言の成案を得ることを目的として審議を行いました。

- (1) 議員定数に関する事項
- (2) 議員報酬に関する事項
- (3) 女性議員及び若手議員の参画並びに議会活動の活性化に関する事項

2 審議の方法

令和3年12月20日から令和4年6月16日までの間、計4回の会議を開催しました。

各回とも、議会事務局提出資料及び委員提出資料を使用し、立会の市議会議員及び議会事務局職員の答弁を適宜求めながら、出席委員全員で審議を行いました。

なお、会議は、審議会の決定に基づき、その全部を公開により開催しました。

3 審議の結果及び提言

(1) 議員定数について

市町村合併により平成17年10月に発足した(新)杵築市の議員定数は、いわゆる合併特例により旧市町村議会議員がそのまま在職したことから46人に達しました。

その後、合併特例の終了に伴い平成19年4月の市議会議員選挙において議員定数が22人に見直され、さらに平成23年4月の選挙において20人、平成27年4月の選挙において18人と議員定数の見直しが進められましたが、これ以降議員定数の見直しは行われていません。

審議会では、以上の経緯に加えて、本市の人口動態、市民意見の反映及び行財政改革の観点並びに大分県内外の他の地方自治体の状況等を踏まえ、市議会においてあるべき議員定数について審議しました。

その結果、現行の議員定数を維持すべきとの意見及び議員定数を3程度削減の上報酬を増額すべきとの意見が並立し、審議会において議員定数を維持すべきか削減すべきかについての一致した結論を得ることができませんでした。

それぞれの意見の主な理由は次のとおりですが、これらはいずれも議会の機能確保又は強化を理由としたものです。

意見	主な理由
議員定数を維持すべき	多様な市民意見を反映する機会を確保するため 市内各地域の代表を議会に送り出す機会を確保するため
議員定数を削減すべき	市の人口減少を議員定数に反映させるため

(提言)

市議会におかれては、本市の人口動態を踏まえながら、多様な市民意見の確保、地域代表の確保及び議会の能力向上の観点から、今後適切な議員定数を決定すべきことを提言します。

(2) 議員報酬について

本市に限らず全国の中小規模の地方自治体においては、議会の議員報酬（議員1人当たりの議員報酬をいいます。以下同じ。）が、それのみで生計を維持するのに十分でなく、このことが議員の人材確保を阻害しているという指摘があります。一方で、議員報酬の水準の検討に当たっては、本市の財政状況を踏まえるとともに、他の市町村の状況及び市民の所得水準等を併せて考慮する必要があります。

審議会では、以上のことを踏まえ、大分県内外の他団体の議員報酬の状況及び市民の所得水準等も参照の上、市議会においてあるべき議員報酬の水準について審議しました。

まず、本市の財源に一定の制約がある中で議会の運営経費総額は現状を上回るべきではないが、そもそも議会の運営経費総額の本市の財政全体に占める割合は必ずしも大きいものではなく、かつ人材確保等の観点から議員報酬の削減は望ましくないことから、現行の議員報酬の水準から削減すべきでないとの意見がありました。

一方で、議会の運営経費総額を維持しつつ議員定数の削減により財源を確保の上、議員報酬の増額及び議会事務局の機能強化を図るべきとの意見もありました。

以上のとおり、議員報酬の水準については、削減すべきとする意見はなかったものの、現状を維持すべきという意見と、議員定数の削減を前提に議員報酬を増額すべきという意見が並立し、この点について一致した結論を得ることができませんでした。

(提言)

市議会におかれては、本市の財政状況を踏まえて議会の運営経費総額を維持しつつ、議員の人材確保、他の市町村の状況及び市民の所得水準とのバランス等を考慮の上、適切な水準の議員報酬を維持又は決定すべきことを提言します。

(3) 女性議員及び若手議員の参画並びに議会活動の活性化について

市議会は市民全体の代表であることから、性別、年代や職業などの議員の属性は、市民全体の属性の分布を反映し、可能な限り多様であることが望まれます。しかし、現在市議会議員に女性議員がいないなど、議員の多様性の確保が十分でないとの現状が認められます。

また、「市議会や議員が普段何をしているか分からない」との市民意見がみられるなど、市議会及び市議会議員から市民への情報発信が十分でなく、市民との意思疎通に乏しいとの実態も見られます。

審議会では、以上のような市議会の現状を踏まえ、特に女性議員及び若手議員の参画を促進する方策と、市議会からの情報発信及び市民との意思疎通を改善する方策について議論を行いました。

女性議員及び若手議員の参画促進については、性別による役割分担意識など市民の意識や選挙への立候補に伴う各種負担など、市民の政治参加への障害の存在を指摘する意見があった一方で、それらの障害の存在にかかわらず個々の市民が市政参画へ向けて自覚を持つように促す意見もありました。

また、具体的な対策としては、女性及び若年者などを念頭に、例えば「高校生議会」や「女性議会」など、将来的に議員など市政に参画する人材を発掘、育成する仕組みを作るべきとの意見もありました。

市議会の情報発信及び市民との意思疎通については、住民説明会など対面形式に加え、SNSなどICT技術を積極的に活用すべきとの意見がありました。

また、参加者の固定化等が指摘される住民説明会については、市民側が市議会側と対峙する形式ではなく、例えばカフェ形式で気軽に意見交換できる雰囲気を作るなど、開催方法に工夫が必要との意見もありました。

(提言)

市議会におかれては、議会活動及び議員活動の実態が十分に市民に認知されていない状況で、現在市議会に女性議員がいない等、議員の多様性の確保が十分でないとの現状を認識し、他の市町村での取組事例等も参考にしながら、ICT技術を活用した情報発信をさらに促進するとともに、市民各層に向けた対話の機会を複数のチャンネルで設けることにより、市民意見の聴取の機会を充実させ、女性や若年者を中心とする新たな市政の担い手を発掘する機会とすべきことを提言します。

4 審議会の概要

(1) 会議の開催状況

ア 第1回会議

日 時 令和3年12月20日（月） 13時30分から
場 所 杵築市役所4階議会棟 委員会室
議 事 会長及び副会長の選出
審議会の概要説明
提言までのスケジュールについて
審議項目について
その他

イ 第2回会議

日 時 令和4年2月15日（火） 13時30分から
場 所 杵築市役所4階議会棟 委員会室
議 事 議員定数について
議員報酬について
その他

ウ 第3回会議

日 時 令和4年4月18日（月） 15時00分から
場 所 杵築市役所4階議会棟 委員会室
議 事 議員定数について
議員報酬について
議員活動の活性化について
その他

エ 第4回会議

日 時 令和4年6月16日（木） 15時00分から
場 所 杵築市役所4階議会棟 委員会室
議 事 提言（案）について
その他

(2) 委員名簿

		氏 名	所 属 等
識見を有する者		長崎 浩介 (会 長)	日本文理大学経営経済学部 経営経済学科 准教授
		安倍 公彦 (副会長)	元杵築市総務課長・議会事務局長
公共的団体等 が推薦する者	住民自治協議会	塔鼻 大介	住民自治協議会連絡協議会 会長
	漁業協同組合	矢野 直喜	大分県漁業協同組合杵築地区 副漁業運営委員長
	農業協同組合	藤原 圭三	大分県農業協同組合東部事業部 事業部園芸課長
	公益社団法人 杵築青年会議所	阿部 福太郎	理事長
議会が推薦す る者	杵築地域	山下 彩	
	山香地域	豊田 美穂	
	大田地域	小川 富代美	
市民（公募）		廣石 信雄	
		津崎 千鶴子	

(3) 審議会設置要綱

杵築市議会改革審議会設置要綱

(設置)

第1条 杵築市議会の効率的かつ効果的な議会活動に資する改革に関する事項について協議及び検討するため、議会改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本市の議会改革の推進に関する事項を審議し、提言を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、11人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 議会が推薦する者
- (4) 市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から提言を出すまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(謝礼及び費用弁償)

第7条 委員への謝礼は、予算の範囲内で支給する。費用弁償は、杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年杵築市条例第35号）第5条第2項に規定する費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、議会事務局において行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に定める提言があった日限り、その効力を失う。